

伊勢市観光PRキャラクター「はなてらすちゃん」着ぐるみ貸出要領

平成29年6月1日

(趣旨)

第1 この要領は、伊勢市観光PRキャラクター「はなてらすちゃん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出し等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出し)

第2 市長は、市の業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみの貸出しを希望する者(以下「申込者」という。)が企画又は実施する各種イベント等で本市のイメージアップに資すると認められる場合に着ぐるみを貸し出すことができる。

(貸出の申請)

第3 申込者は、あらかじめ「はなてらすちゃん」着ぐるみ貸出申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて市長に提出し、その許可を得なければならない。

2 前項の申請書は、貸出日の属する月の前3か月から貸出日の7日前までの期間に提出しなければならない。なお、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出承認の通知)

第4 市長は、申請書の提出があったときは、速やかに申込者に対し、「はなてらすちゃん」着ぐるみ貸出許可通知書(様式第2号)又は「はなてらすちゃん」着ぐるみ貸出不許可通知書(様式第3号)の通知を行うものとする。

2 同一時期に複数の申込みがあったときは、原則として先着順とする。

3 市長は、第1項に規定する貸出許可の通知をした後であっても、市の業務に支障が生じる場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

は、貸出許可の通知を取り消すことができる。

(貸出承認基準)

第5 市長は、前条の貸出許可をしようとする場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、着ぐるみの貸出許可をすることができない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 伊勢市の品位を傷つけ、又はイメージアップの妨げになるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、企業、政党又は宗教活動について支援し、公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (4) 営利目的のみの活動に使用するとき。
- (5) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれのあるとき。
- (6) 着ぐるみを改造して使用するおそれのあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、着ぐるみの使用について市長が不適切であると認めたとき。

(貸出期間)

第6 貸出期間は、原則として、着ぐるみを使用する各種イベント等の開催期間及びその前後の日とし、最長7日間とする。ただし、貸出期間が重複しない場合で、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(貸出料)

第7 貸出料は無料とする。

(貸出方法等)

第8 着ぐるみの貸出許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、市役所において着ぐるみを直接受け取ることを原則とする。

2 着ぐるみの貸出し及び返却は、使用者が行うこととする。

(使用上の遵守事項)

第9 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 貸出期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (6) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出許可の取り消し)

第10 使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合、又はこの要領の規定に違反した場合は、貸出許可を取り消すとともに、貸出しを行わない。

- 2 前項の場合において、既に貸し出しているときは、市長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

(原状回復)

第11 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修、クリーニングその他必要な処置を行い、原状に回復しなければならない。

- 2 修理、修復が困難な状態まで損傷している場合は、市長は使用者に対し実費弁償を請求することができる。

(市の責任)

第12 着ぐるみの使用により、使用者が被った損害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市長は一切の責任を負わない。

(返却)

第13 使用者は、返却時に着ぐるみに破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

(補足)

第 14 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

様式第1号（第3関係）

年 月 日

「はなてらすちゃん」着ぐるみ貸出申請書

（宛先）伊勢市長

申請者

住所又は所在地

団体等の名称

代表者名

電話

次のとおり、「はなてらすちゃん」の着ぐるみを使用したいので申請します。

記

イベント名等	
使用方法	
使用期間	自： 年 月 日～至： 年 月 日
貸出期間	自： 年 月 日～至： 年 月 日
使用場所	
その他	

※貸出は原則使用日の前日、返却は使用日の翌日とします（閉庁日を除く）

様式第2号（第4関係）

年 月 日

「はなてらすちゃん」着ぐるみ貸出許可通知書

様

伊勢市長

印

年 月 日付けで申請のありました、「はなてらすちゃん」着ぐるみ貸出について、次の条件を付けて許可します。

記

1 許可内容

イベント名等	
使用方法	
使用期間	自： 年 月 日～至： 年 月 日
貸出期間	自： 年 月 日～至： 年 月 日
使用場所	

2 使用の条件

- ・伊勢市観光PRキャラクター「はなてらすちゃん」着ぐるみ貸出要領を遵守すること。
- ・虚偽の申込みにより使用した場合、又は貸出要領に反する場合は許可を取り消す場合があります。

様式第3号（第4関係）

年 月 日

「はなてらすちゃん」着ぐるみ貸出不許可通知書

様

伊勢市長

印

年 月 日付けで申請のありました、「はなてらすちゃん」着ぐるみ貸出について、許可しないこととしましたので通知します。

記

イベント名等	
貸出期間	自： 年 月 日～至： 年 月 日

1 不許可根拠

伊勢市観光PRキャラクター「はなてらすちゃん」着ぐるみ貸出要領
第5第 号に該当

2 不許可理由